

新旧対照表

項目	測定方法（新）	測定方法（旧）
カドミウム	<u>日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3の14.3, 14.4又は14.5に定める方法</u>	<u>日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)の55.2, 55.3又は55.4に定める方法</u>
全シアン	<u>規格 K0102—2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い, 9.4, 9.5, 9.6(ただし, 蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法</u>	<u>規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)</u> 又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{リキ} 燐	<u>規格 K0102—4の7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン, メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格 K0102—4の7.2.1, 7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし, 7.2.6に定める方法により測定する場合において, 7.2.2のクリーンアップを行うときは, 7.2.2.2に定める操作とする。)</u>	<u>昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)</u>
鉛	<u>規格 K0102—3の13.2, 13.3, 13.4又は13.5に定める方法</u>	<u>規格54に定める方法</u>
六価クロム	<u>規格 K0102—3の24.3(24.3.7を除く。)に定める方法</u>	<u>規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法</u>
砒 ^ヒ 素	検液中濃度に係るものにあつては, <u>規格 K0102—3の20.2, 20.3, 20.4又は20.5に定める方法</u> , 農用地に係るものにあつては, 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ヒ 素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法	検液中濃度に係るものにあつては, <u>規格61</u> に定める方法, 農用地に係るものにあつては, 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ヒ 素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
略		
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
略		
ジクロロメタン	<u>規格 K0125の5.1, 5.2又は</u>	<u>日本産業規格 K0125の5.1, 5.2</u>

項目	測定方法 (新)	測定方法 (旧)
	5.3.2 に定める方法	又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
略		
1, 2—ジクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	シス体にあつては <u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては <u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	シス体にあつては <u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては <u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
略		
ベンゼン	<u>規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	<u>日本産業規格 K0125</u> の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	<u>規格 K0102—3</u> の 26.2, 26.3 又は 26.4 に定める方法	<u>規格 67.2, 67.3 又は 67.4</u> に定める方法
ふっ素	<u>規格 K0102—2</u> の 5.2 及び 5.3, 5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル, りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液	<u>規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)</u> 若しくは <u>34.4</u> (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル, りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液と

項目	測定方法（新）	測定方法（旧）
	<p>とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、<u>規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。</u>）、<u>5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)</u>及び <u>5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法</u></p>	<p>グリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、<u>日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。</u>)に<u>定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)</u>に<u>定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)</u>及び<u>昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法</u></p>
ほう素	<u>規格 K0102—3 の 5.2, 5.5 又は 5.6 に定める方法</u>	<u>規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法</u>
1, 4—ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 <u>付表 7</u> に掲げる方法	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 <u>付表 8</u> に掲げる方法
備考	<p>1～3 略</p> <p>4 六価クロムの項目について、<u>規格 K0102—3 の 24.3.2</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、<u>規格 K0170.7 の 7</u> に定める操作を行うものとする。</p> <p>5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、<u>規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2</u> により測定されたシス体の濃度と<u>規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1</u> により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 六価クロムの項目について、<u>規格 65.2.6</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、<u>日本産業規格 K0170.7 の 7</u> に定める操作を行うものとする。</p> <p>5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、<u>日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2</u> により測定されたシス体の濃度と<u>日本産業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1</u> により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>